

高等学校等就学支援金に関する意向確認書【6月確認用】

この用紙は、新たな受給期間である「令和4年7月～令和5年6月まで」に高等学校等就学支援金の受給申請の意向を確認するものです。**申請の有無にかかわらず、すべての方に提出していただく必要があります**ので、提出期限までに必ず提出してください。

令和 4 年 6 月 日

高松中央高等学校 学校長 様

注 保護者による代筆も可能です。

ふりがな			
生徒氏名	姓		名

次の□のいずれかに、チェック☑してください。

1 既に認定済みで、就学支援金の受給要件を満たすので、
 引き続き申請します。

○次の2つの書類を、封筒に入れて、提出期限までに学校へ提出してください。

①高等学校等就学支援金に関する意向確認書【6月確認用】（この用紙）

②保護者等の住所等変更の有無調査票

※既に認定中の者で、提出しなかった場合は支払の一時差止となります。

2 就学支援金の受給要件を満たすので、
 7月から新たに申請します。

○次の書類を、封筒に入れて、提出期限までに学校へ提出してください。

①高等学校等就学支援金に関する意向確認書【6月確認用】（この用紙）

※7月から新規申請する方は、オンライン（e-Shien）での申請手続きが必要です。
提出後、ID・パスワードを発行しますので、申請登録を行ってください。

3 就学支援金の受給要件を満たさないので、
 収入状況届出書（受給資格認定申請書）を提出しません。

○次の書類を、封筒に入れて、提出期限までに学校へ提出してください。

①高等学校等就学支援金に関する意向確認書【6月確認用】（この用紙）

2校以上の学校に在学している場合で、他の学校で高等学校等就学支援金を受給する場合は、以下の右欄にチェックをしてください。

他の学校で高等学校等就学支援金を受給しています。

- ★ 就学支援金の申請をしない場合、又は申請しても資格が認められない場合は、受給できません。
- ★ 就学支援金は返済不要です。
- ★ この申請以降において、保護者等の収入状況が変更した場合（再婚、結婚、離婚、道府県民税所得割額又は市町村民税所得割額が変更した場合等）は、受給条件等が変更する可能性がありますので、必ず学校に連絡してください。

次の事項を確認の上、□にチェック☑してください。

この制度において、収集する個人情報（高等学校等修学支援事業（奨学のための給付金））を利用することに同意します。